

臨床発達心理士資格申請手続き細則

第1条（総則）

本細則は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構資格認定委員会規約第7条および臨床発達心理士認定細則第4条2項に基づき、臨床発達心理士の資格申請手続きについて定める。

第2条（申請方法）

臨床発達心理士の資格認定の審査を希望する者は、所定の申請書および資格認定委員会が求める書類を、認定審査料を添えて、申請期間内に提出しなければならない。

第3条（申請書類）

提出書類は、別表「臨床発達心理士申請にあたって提出すべき書類」に示したものと
する。

第4条（認定審査料）

認定審査料は、別表1に定める通りである。

第5条（細則の改定）

本細則の改定は、資格認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

施行期日 2001年12月2日より施行する。

改定 2003年2月2日 一部改定
2005年1月1日 一部改定
2012年12月16日 一部改定
2014年4月1日 一部改定
2018年3月9日 一部改定
2023年12月17日 一部改定

別表1 資格認定に関わる費用

品目	金額
認定審査料	33,000円